

平成26年12月14日執行 福島県第4区衆議院小選挙区選出議員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

安倍政権の暴走ストップ！ 力合わせて政治を変えましょう



日本共产党
たなか
田中わか子

比例代表は
日本共産党と
(個人名は無効)
お書きください

「政治と力」
企業・団体献金の禁止。
政党助成金の廃止を

「戦争する国」ついに許さない
憲法9条生かした平和外交を
米価暴落対策－過剰米の政府買い上げを

「海外の戦争」に若者を送る、集団的自衛権の闇議論
決議」を撤回せよ。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法を撤廃せよ。
①人間らしく働ける雇用のルールを
②社会保障－切り捨てから充実へ
③TPP撤退－農業と中小企業の振興を
くらし第一で経済をたてなおす

「格差拡大」の暴走ストップ
「先送り」でなくキッチリ中止
消費税に頼らない別の道を

財源は
●富裕層と大企業に応分の負担を求める
●大企業の内部留保を活用し、国民の所得増で税収を増やす
●消費税に頼らなくても、社会保障充実と財政再建は可能です。

消費税10%
「原発ゼロの日本」へ
「オール福島」の声を国政へ
県内原発全基廃炉、再稼働反対、全面賠償実現、除染の促進、健康守る医療制度創設

困窮も収束もできていません。原発再稼働など論外です。「稼働原発ゼロ」はすでに1年2ヶ月間。原発なしでも日本社会は立派にやっていることが証明されています。

今も12万人をこえる県民が避難しています。事故の原因を明確に説明もできません。原発再稼働など論外です。「対決・対案・共同」——日本共产党は、安倍政権と正面から対決し、あらゆる問題を対案をしめし、国民と共に政治を変える絶好的なチャンスがやってきました。

「原発ゼロの日本」へ
再稼働ストップ
「原発ゼロの日本」へ
「オール福島」の声を国政へ
県内原発全基廃炉、再稼働反対、全面賠償実現、除染の促進、健康守る医療制度創設

【プロフィール】
1956年、西会津町生まれ。桜美林大学経済学部卒業。
1987年県議選豊多方市立候補。2014年より党県委員。
現在：党県委員、党会津地区副委員長。

「私は俾れない。
真っ直ぐに一路。」

地方創生、会津の未来創造。



福島4区／自民党公認
かんけ
一郎け

今後も継続して取り組んで参ります

- 磐越道の全線4車線化と会津縦貫自動車道の早期開通を目指します。
- 農業の6次化を推進するため、販路ネットワークの構築、ビジネスマッチングの支援などを行い、担い手が就農できる環境を整えます。
- 医師・歯科医師・薬剤師・看護師・介護士等の医療従事者の人材確保を行います。併せて職員の待遇改善を実施することにより医療介護等の充実につなげ医療格差を解消します。介護・年金などの社会保障制度は持続可能な制度としてしっかりと財源を確保し、無駄をなくして、福祉が隅々まで行き渡る仕組みを作ります。
- 地元中小企業への就労経験と、弁当店経営の経験、会津若松市長としての実績を活かし、会津のセールスマンとして地元中小企業の販路開拓を支援します。
- 中心市街地活性化法の運用を見直し、空き家対策法の整備を推進し、山間地域の過疎対策を行い、地方創生に全力を注ぎます。
- 会津の豊富な水資源を利用した水力発電は、明治時代より日本の産業を支えてきました。また西山の地熱発電、背沢山の風力発電、市長時代に誘致した木質バイオマス発電など、新エネルギー供給地域として会津地方の潜在能力は無限です。まさに地方が日本を支えている証であります。会津の再生なくして日本の再生無し。エネルギー産業の先進地として国の発展に貢献し、活力ある地域を目指します。

皆さんとともに歩んだ2年間の実績

- 米価下落の緊急対策として、直接支払交付金の早期支払いを実現し、26年度米についてナラシ対策に入らない方へも移行円滑交付金の支払いを行います。実質前払いが行われるまでの間は、日本政策金融公庫の無利子融資も用意いたします。概算金の追加支払いに努め、更には米価下落の歯止め策として米穀機構が20万tの米の保管をいたします。今後も地元会津と国のパイプ役として米穀対策に全力で取り組んで参ります。
- 震災からの復興加速化と会津地域の諸問題を総括的に解決するため「会津未来創造推進本部」を県議の先生方や各市町村の議員の皆さんと平成26年1月に立ち上げさせて頂きました。東京への一極集中を解消し企業の誘致や若年層の方々の定住化に向けた空き家対策を推進し、交流人口を含めた地方への人口流入策を促進し活性化を進め、地方創生へ向けて地元の皆さんと連携してまいりました。
- 鉄道整備軌道法令等を改正しJR只見線の全面復旧を国の支援で行える様にするため、平成26年5月に同志と共に「赤字ローカル線の災害復旧等を支援する議員連盟」を立ち上げました。
- 世界に通用する人材を育成するために、「会津まなび倉未来塾」を塾頭として毎月開催いたしております。

kanke一郎ブログ <http://www.election.ne.jp/kanke/>

小選挙区は
「小川うぜん」
比例区は
「社民党」へ!

主な経歴
会津中合(株)勤務
会津若松市議会議員5期20年
会津若松市議会副議長を歴任
農業委員3期
現 在
社民党福島県連代表
食とみどり・水を守る市民会議議長
保護司／農業

小川うぜん
3つの約束

- 集団的自衛権行使を認めず
平和憲法を守ります。
- 原発再稼働は認めません。
原発全基廃炉、
国民生活の破壊を許さず、
格差を是正します。

福島の悲劇を繰り返させません。
再稼働反対、再生可能エネルギー
促進をはかります。

原発事故により、いまだ多くの被災者が避難を余儀なくされ、憲法で保障された生存権、財産権、幸福追求権が著しく奪われ、侵されました。復興道半ば、フクシマからの確かなメッセージは、福島の悲劇を繰り返さない。原発事故の完全収束、即廃炉、再稼働反対です。

四度目の冬を迎えて、静寂のなかに避難される皆様の歎哭が聞こえています。

原発による風評被害に苦しむ皆様、そして、郷里を離れ、いまなお避難されている皆様に心よりお見舞い申し上げます。

社民党は、安倍政権の国民生活破壊、増税、憲法破壊を許しません。

安倍政権の生活破壊、憲法破壊を許しません。



社会民主党公認
小川
うぜん
(六十五歳)

増税ストップ 増税の前に政治家が身を切る改革を!!

1 「身を切る改革」「徹底行革」
で財源を生み出す

- 国民との約束である国会議員の定数や歳費の削減を行います。
- 独立行政法人、官民ファンドや基金の整理を行い財源を生み出します。
- 歳入庁を設置し税と社会保険料の一括管理を行います。

2 経済対策
「より豊かなふるさとづくり」

- 農林漁業振興策の抜本的な改革を行う。米の政府開発援助への利用等、需給環境の改善を図る。
- 過度な円安による原材料費の高騰や、消費の減少に対応した中小企業振興策を実行する。
- バイオマス発電やCLTなど、新技術の積極的な導入により地域の振興と雇用の創出を図る。

3 社会保障制度改革

- 社会保険としての給付と負担を明確化し、職業間や世代間の不公平感を取り除く。
- 年金、医療と介護の切れ目のない手厚いサービスを提供できるよう制度設計を行います。
- 多様な子育て支援サービスを実現できるよう制度設計を行います。

4 復興の強力な推進

- 原発事故による農林漁業や商工観光業への風評被害を払拭する。
- 「集中復興期間」(平成23年度～平成27年度)の延長を実現する。
- 地元目線で「子ども被災者支援法」の基本理念に基づき被災者の生活再建支援を強力に行う。

5 「自然エネルギー立国」を

- 県内の原発は全部廃炉にする。その他の原発もフェードアウトさせる。その際の廃炉技術で世界に貢献する。
- 一時停止している「再生エネルギー買取り制度」を復活させる。再生エネルギーの導入に全資源を投入し、「自然エネルギー立国」を目指す。
- バイオマス発電、地熱発電など、地産地消型の小規模分散電源の立地を促進する。

改 政
政
治
家
!

おぐま慎司プロフィール
昭和43年6月16日生まれ
昭和62年3月福島県立会津高等学校卒業
平成4年3月専修大学法学院卒業
平成4年4月衆議院議員 新井将敬 秘書
平成5年11月衆議院議員 斎藤文昭 秘書
平成15年4月会津若松市議会議員(2期)
平成22年7月参議院議員

●家族：妻、1男、2女 ●趣味：料理、マジック、映画鑑賞
●座右の銘：ならぬことはならぬ

増税前に
やるべき
ことがある



維新の党公認
おぐま
慎司
しんじ
[46才]

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日12月14日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!!
避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期間／衆議院議員総選挙 12月3日(水)～12月13日(土)
國民審査 12月7日(日)～12月13日(土)

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日)以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

■時間／8:30～20:00 (※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、投票できる期間や投票時間が異なる場合がありますので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場所／期日前投票：各市町村選挙管理委員会が定める場所
不在者投票：滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会

■手続き／期日前投票：期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します
(ただし、宣誓書の記載が必要となります)
不在者投票：以下の手続きにより投票してください

1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入し、住民票のある市町村の選挙管理委員会へ郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

※様式は、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードできます。

2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理委員会から、郵送されてきた封筒（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。
【注意】不在者投票証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。投票ができなくなります。

3 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。
滞在地の市区町村から住民票のある市町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、余裕を持って早めの投票をお願いします。

インターネットを使った選挙運動の概要

～出典：総務省～

有権者

このたびの選挙では、
○○さんを
当選させよう。

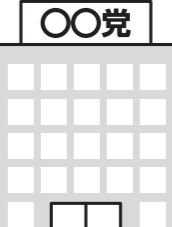


候補者

私は清き
一票を！

政党等

○○党へ
投票して
ください！



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>
このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。

有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子

このたびの選挙では
是非○○さんを
当選させましょう。



○○ 太郎

私は、このたびの選挙に
出馬しました○○ 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

○○太郎<○○○@○○.ne.jp>
私は、このたびの選挙に
出馬しました○○太郎です。
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス等の表示義務
※一定の記録の保存義務
自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。

有権者

